

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）対策を経営上の最重要課題の1つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、金庫全体として適切に対応できる態勢を構築します。

1. 組織の態勢

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関して、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、マネロン・テロ資金供与対策の責任者及び統括部署を定めて、関連部署との連携のもと横断的な管理態勢を整備します。

2. リスクベース・アプローチ

直面するマネロン・テロ資金供与のリスクに対し、リスクの特定及び評価を行い、低減措置を講じる等、リスクベース・アプローチにもとづく適切なリスク管理を行います。

3. 顧客管理

犯罪収益移転防止法にもとづき、適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。

4. 資産凍結先等への措置

制裁対象者に対する資産凍結等について適切な措置を実施します。

5. 疑わしい取引の届出

適切な取引モニタリング、フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 役職員の研修

全役職員に対し、マネロン・テロ資金供与対策に関する継続的な研修を通じて、マネロン・テロ資金供与に対する知識、理解を深め、役割に応じた専門性・適合性を有する役職員の育成に努めます。

7. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

以上

令和元年9月20日 制定